

平成29年第3回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成29年9月20日(水) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第117号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
 議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)
 議第125号 平成28年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 議第126号 平成28年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 議第127号 平成28年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員(9名)
- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 板垣一徳君 | 2番 板垣千代子君 |
| 3番 小林重平君 | 4番 山田勉君 |
| 5番 竹内喜代嗣君 | 6番 長谷川孝君 |
| 7番 小杉和也君 | 8番 渡辺昌君 |
| 9番 尾形修平君 | |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
- | | | |
|-------|--------|--------|
| 河村幸雄君 | 稲葉久美子君 | 鈴木いせ子君 |
| 川村敏晴君 | 木村貞雄君 | 大滝国吉君 |
| 大滝久志君 | | |
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|---------------|-------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 保健医療課長 | 信田和子君 |
| 同課健康支援室長 | 中村和子君(課長補佐) |
| 同課国保室長 | 高橋晃君(課長補佐) |
| 同課国保室副参事 | 佐藤克也君 |
| 同課国保室係長 | 東敏之君 |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |
| 同課介護保険室長 | 大滝慈光君(課長補佐) |
| 同課介護保険室係長 | 近藤知子君 |
| 同課地域包括支援センター長 | 田中加代子君(係長) |
| 同課高齢福祉係長 | 渋谷直人君 |
| 福祉課長 | 加藤良成君 |
| 同課福祉政策室長 | 木村静子君(課長補佐) |
| 同課福祉政策室副参事 | 浅野宏君 |

| | |
|------------|-------------|
| 同課福祉政策室係長 | 中山晴剛君 |
| 同課福祉政策室係長 | 村山真一君 |
| 同課子育て支援室長 | 平山祐子君（課長補佐） |
| 同課子育て支援室係長 | 永田ルミ君 |
| 同課子育て支援室係長 | 伊藤良子君 |
| 税務課長 | 建部昌文君 |
| 同課収納対策室長 | 大滝豊君（課長補佐） |

10 議会事務局職員

| | |
|----|------|
| 局長 | 小林政一 |
| 書記 | 百武美奈 |

（午前10時00分）

委員長（尾形修平君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

日程第1 議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 小田正浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定についてである。本案は、村上市養護老人ホームやまゆり荘についてこれまで適正に管理運営されており、引き続いて指定管理することが適当と考え、公募によらず選定しようとするものである。指定管理者となる団体は、社会福祉法人阿賀北福社会理事長、平田龍彌氏を指定しようとするものである。指定管理期間は5年間、指定管理料は5年間で5億7,851万円である。詳細については、指定管理者の指定に係る資料のページの2Pを参照いただきたいと思う。以上、よろしく願いいたす。

（質疑）

小林 重平 指定管理者の平田龍彌さん、何年になるか。

介護高齢課長 ことしの7月だったと思う。

小林 重平 何年になる、通算で。

介護高齢課長 ことし初めてだ。

小林 重平 そういふのだ。違うだろう。

（何事か呼ぶ者あり）

尾形委員長 理事長になったのは、ことしの4月からということだよ。小林委員、あれか。

小林 重平 俺勘違いしていた。もっと前から、荒川町時代からやっていたと思った。違うのだ。そうだろう。

福祉政策室長 平田さんについては、合併前から施設長としてやまやの里のほうに勤務していた。施設長退職後は、社会福祉法人阿賀北福社会の会計監事として勤めておられた。申しわけないが、年数についてはちょっと私記憶にないので、済みません。

小林 重平 施設長になったのは今回からということだね。わかった。

長谷川 孝 この前の本会議で、このやまゆり荘についての市長答弁と介護高齢課長の答弁がち

よっと若干違ったところがあったので、確認したいのだ。市長は65歳以内と言った。それで、あなたは65歳以上と言った。だから、65歳以上なのだろうと思うのだけれども、確認だけれども、どっちだ。

介護高齢課長 おおむね65歳というふうになっていて、65歳以下というわけでもなくて、おおむね65歳というようなラインで申請していただいている。

長谷川 孝 了解。

小杉 和也 阿賀北福祉会に平成30年から5年間指定管理出すわけだけれども、その前の指定管理の年数とかというのをちょっと教えてくれ。

介護高齢課長 3年間である。そのとき初めて、初めの3年間については、最初の指定については3年間であって、その後指定管理者運営ガイドであって、それでその後の限定指定については5年というふうになっていて、今回から5年ということになる。

小杉 和也 そうすると、平成27年から3年間やって今5年という理解でいいか。

介護高齢課長 そのとおりである。

小杉 和也 では、前回の3年間の指定管理の指定管理料というのは幾らだった。

介護高齢課長 3年間で3億5,298万円である。

小杉 和也 そうすると、5年間の単年度で割ると1億1,570万2,000円で、3年間掛けると3億4,710万6,000円になるので、おおむね前回と同じような積算だったという理解でよろしいか。

介護高齢課長 そのとおりである。

小杉 和也 了解だ。

竹内喜代嗣 お伺いする。養護老人ホームということで、これは介護保険と違って措置で入所ということなのだが、この意味合いについて願います。

高齢福祉係長 では、お答えいたす。措置費という形で養護老人ホームについては入所者については進めている形にはなるが、基本的に指定管理料については、その措置費というものに対して積算しているような形になる。それで、措置費についても国の基準があって、それに基づいた形で算出する形になるが、よろしいか。

竹内喜代嗣 措置でということで、私がお話を伺っている高齢者の方でも、収入が少なくてというような方もいらっしゃるのだが、希望されるような方が措置なのだから市に相談しに行くという流れはどんなふうになるのか。今待機者はどのくらいか、この2つ。

高齢福祉係長 やまゆり荘の定員については、50名が定員になっているが、今現在は50名定員に達しているという状況であって、待機者も今いないところではあるが。

竹内喜代嗣 何で待機者いないのだろう。

尾形委員長 いないからいない。

高齢福祉係長 済みません、ようやく今ちょっと入所の相談があったケースの方が皆さん入所されたというような状況でご理解いただければと思う。また、今後そういった案件は出てくるかとは思いますが、今の現状としてはそういったような状況である。済みません。

長谷川 孝 この50名の定員の、ここに入るにはやっぱり住民票も移さなければだめだと思うのだけれども、相部屋とかという形になる、ほとんどがそういう形になるということでは、例えば50人定員なのだけれども、25室しかないというふうに理解していいのか。

高齢福祉係長 基本的には、2人部屋という形になっている。

渡辺 昌 今その定員の話出ただけだけれども、前回の指定管理のときに急に入所するような方

もあると悪いので、わざとベッドというか、1人、2人あけておくような施設もあったようなのだけれども、そういう考え方ではないのか。

介護高齢課長 今定員的には50人入っていて、休憩室等があって、そちらのほうで緊急に入る場合対処させていただいている。

尾形委員長 いいか。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 ちょこっと。今やまやの里のほうを早くやって、先にやってからやまゆり荘をやるようになったのだけれども、このやまゆり荘は広域事務組合で古い維持してあるのだけれども、何年前かに、私前にも質問したのだけれども、お金を扱って、お年寄りとかしっかりした人が少ないので、お金を引き受けて通帳とかも管理しているので、前にどこかでそういう事件あった経緯あるので、私聞くのだけれども、今は両方運営しているわけだけれども、両方とも同じようなやり方でしているのか。特にやまゆり荘のこと聞きたいのだけれども、今前と同じようなやり方でやっているか。

高齢福祉係長 やまゆり荘については、ご自分で通帳等の金銭管理できる方も当然いらっしゃるけれども、中にはできないという本人のご希望もあるが、そういった方数名いらっしゃるが、それについては施設のほうで対応してさせていただいているところだが、規定等設けたり、あとはうちの市の担当職員と定期的に内容を確認させていただいて進めさせていただいている。

木村 貞雄 もう一つだけれども、身寄りがなくて亡くなった場合に、そういった例えば財産の一つに通帳残るわけだけれども、そういったあれは市とうまく連携しながらやっていると思うのだけれども、その辺については。

高齢福祉係長 それで、今委員さんのほうからもお話あったとおり、ちょっと今身寄りの方がいらっしゃる方というのが数名いらっしゃる。それで、先日亡くなられた方もいらっしゃるのだが、ただちょっといろいろ戸籍等を調査をさせていただいた結果、子供さんがいらっしゃるということがあったものだから、その子供さんとアポイントメントをとることができて、無事そちらの引き継ぎというのかは行ったケースはあったが、現在もちよっと身寄りが今不明だという方は何人かいらっしゃるが、何とか市と施設も含めてだが、いろいろ修正しながらいきたいとは思っているのだけれども、なかなか今現在そのケースがあるという状況ではないものだから。

木村 貞雄 委員長、ちょっと言っていること違うのだ。やっていることは結果のことをあなた言っているのだよね、今。結果のことを言っているのではなくて、市の職員とどういうふうに対応しているかという。

小林 重平 これ指定管理者の案件なので、中身の話ししていただいているのではない。だめだ、これ。いい、これ答弁しなくて。

尾形委員長 今木村委員言ったのは、その入所者の方が身寄りのない人の場合、亡くなられたときのその財産の処分の仕方というか、そういうのが今現在具体的にはないと言ったけれども、仮にあった場合どうするのかということをお聞きされているので。

木村 貞雄 だから、指定管理者に何でも任すのだかと言っているのだ。

(何事か呼ぶ者あり)

高齢福祉係長 済みません、そちらの対応については、当然市のほうで対応はしていく形になる、指定管理者さんには運営管理のほうをお願いしている状況になるので。

以上で審査を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第107号は、起立多数にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第117号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、議第117号、平成29年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてよろしく願いいたす。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出それぞれ76億7,300万円とするものである。
歳入については7P、8Pをごらんください。4款国庫支出金、2項3目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金に34万5,000円を計上いたした。これは、その他制度改正に伴い、必要となる事業として国保事業報告システムの改修費が補助対象となったものである。
12款繰越金、1項1目療養給付費等交付金繰越金460万9,000円は、繰越金のうち療養給付費等交付金退職者医療分であるが、その返還に係る分である。12款1項2目その他繰越金4万6,000円は、前年度繰越金を計上いたした。
続いて、歳出であるが、9P、10Pをごらん願う。1款総務費、1項1目一般管理費の電算業務委託料に48万1,000円計上いたした。国保事業報告システムの制度改正に伴う修繕費、改修費及び自庁システムの更新に伴う情報集約システムとの連携に係るアドレスの変更、設定費用に係る補正である。
11款諸支出金、1項3目償還金、国庫支出金等精算返還金461万円だが、平成28年度療養給付費等交付金退職医療分の確定による国庫負担金精算に伴う返還金である。
12款1項1目予備費9万円は、歳入歳出の調整によるものである。

（質疑）

長谷川 孝 これと国保の問題としてちょっと聞きたいのだけれども、先月かなんかに各市町村の回答書か何かで、国保これから値上げするのかなんかというような各市町村のアンケートか何かの中で、村上市は回答していないよね。その理由を教えてください。

保健医療課長 それについては回答はしていた。ただ、ちょっと手違いで、新聞社のほうに情報が伝わっていなかったようなので、現在その内容について調査をしてもらっているところである。

長谷川 孝 では、回答していたということなので、その回答の内容についてここでちょっと教えてもらいたい。

保健医療課長 回答の内容については、現在のところまだ算出できないという回答である。

長谷川 孝 できないのか。

保健医療課長 はい。

長谷川 孝 わかった。

〔委員外議員〕

木村 貞雄 この制度は、昨年度途中で補正になってきたのだけれども、新規で・・・
尾形委員長 どの制度か。

木村 貞雄 国民健康保険制度関係、これ1つ上がっているけれども。大概9月議会になると制度改正とか変わってくるのだけれども、この関係の使い道というか、制度改正ではかにもう歳出のほうで電算業務に今使っているけれども、どのような内容で入ってきているのか。

尾形委員長 今木村委員質問されているのは、制度改正ではなくてこれ返還金の精算だよ。

木村 貞雄 いやいや、この収入に入ってきているだろう、34万5,000円。それについて、どのような形で入ってくるのかという部分について。

(何事か呼ぶ者あり)

保健医療課長 国のほうからの交付金として入ってくる予定である。

木村 貞雄 それは、どこに使ってもいいということ。

保健医療課長 どこに使ってもいいということではなくて、あくまでも制度改正に伴う、今回であれば事業報告システムの改修に使うものである。

木村 貞雄 はい。

保健医療課長 済みません、先ほど説明の最後で予備費を9万円と説明いたしましたが、9万1,000円の間違いであったので、申しわけない。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第117号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 小野正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 それでは、議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたす。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,730万円を追加し、予算の規模を78億6,010万円にしようとするものである。

7、8Pをごらんいただきたいと思う。歳入では、第5款支払基金交付金、第1項第2目地域支援事業支援交付金380万3,000円であるが、前年度の地域支援事業の確定による精算交付金である。

第8款繰入金90万6,000円であるが、第1項第4目事務費等繰入金17万5,000円だが、介護認定調査用の公用車の修理費で3万6,000円と予備費で13万9,000円を計上するものである。第8款第2項第1目介護保険給付費等準備基金繰入金73万1,000円であるが、過年度の保険料還付加算金の増額による不足分見込み額47万2,000円と過年度の国及び県の負担金の返還金25万9,000円である。

第9款繰越金1億9,259万1,000円であるが、これは前年度の繰越金である。

次に、歳出のほうであるが、9P、10Pをごらんいただきたいと思う。第1款総務費、第3項第2目認定調査費3万6,000円であるが、認定調査経費の修繕料となるが、先ほど言ったように介護認定調査用の公用車2台の修理費である。

第4款基金積立金であるが、第1項第1目介護保険給付等準備基金積立金8,289万5,000円であるが、平成28年度の決算剰余金から国、県一般会計精算後積み立てるものである。

次、第6款諸支出金1億1,430万7,000円であるが、第1項第1目第1号被保険者保険料還付金の過誤納還付金46万2,000円であるが、これは修正申告を行った人で課税状況が変わって、それに伴い介護保険料も減額になった人が昨年同様に多くあつ

て、介護保険料の還付件数及び金額の増加が見込まれるために計上するものである。第6款第1項第2目第1号被保険者保険料還付加算金1万円であるが、これも過誤納納付金と同様に修正申告等によって不足が見込まれるために計上するものである。第6款第1項第3目償還金9,070万3,000円であるが、平成28年度の介護給付費等の精算により国及び県へ返還するものである。内訳といたしては、国庫支出金が5,173万1,000円、県支出金が3,897万2,000円である。第6款第2項第1目他会計繰出金である。2,313万2,000円であるが、平成28年度の介護給付費等の精算により一般会計へ繰り出すものがある。次に、第7款予備費、1項1目予備費であるが、これ調整のために6万2,000円を追加いたした。以上である。

(質 疑)

長谷川 孝

これも、新聞にアンケートの回答というのが村上市にやっていないという指摘が新聞報道されたのだけれども、この4月から軽度の介護事業というのは市町村がやるということになったわけだね。その運営の方法とかに関して、やっぱり手違いで新聞報道されなかったのか。それとも、理由は何だったのか教えてくれ。

介護高齢課長

申しわけない。私どもでデータをつくっていたのだけれども、それを送るのを忘れていて、新聞のほうに反映されなかったものである。

長谷川 孝

では、アンケートの回答する予定だったのについてちょっと教えてくれ。

介護高齢課長

要支援1、2向けサービスの移行状況についてであるけれども、これについてはどちらとも言えないというふうに・・・

長谷川 孝

どちらとも言えない。

介護高齢課長

どちらとも言えないということになっている。その理由というのは、現行相当サービスと短期集中サービスで総合事業をスタートしたけれども、介護サービス事業所が限られている当地域では地域枠のあきがなく、緩和した基準で受託する事業所があるか不明だということでそういうように答えさせていただく予定であった。そして、要介護1、2についてどうだかということだが、これは反対ということである。軽度者全てを市町村に押しつけられても、人口減少が進む中財政的にも厳しいし、受け入れてくれる事業所も限られている中で厳しいということである。

尾形委員長

いいか。

長谷川 孝

了解。

竹内喜代嗣

この9Pに出てくる償還金及び還付加算金か、これで間違っただけに申告をし直したらという意味、これ意味合いをもうちょっと詳しく教えてほしいのだが。

税務 課長

この還付金であるけれども、これ確定申告の時期がある。確定申告が終わった後に、例えば医療費控除をしていなかったとか、あるいは配偶者控除をされていなかったとか、そういった申告をされる方があるわけであるけれども、その所得が減ることによって介護保険料が減ると。それに伴って還付金が生じるというものである。

竹内喜代嗣

それで、年金の少ない人は申告しなくてもいいみたいな指導もあるわけだが、それと矛盾するのではないか。どうされているか。

税務 課長

年金を受給されている方でほかに所得が20万円に満たない方は申告する必要はないけれども、例えば年金だけの方でも年金以外の所得が20万円以上の方は申告する必要があるし、年金だけでなく給与所得者の方でこういった確定申告後に申告されて所得が減になるという方がいる。

尾形委員長

よろしいか。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第118号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第125号 平成28年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

保健医療課長 それでは、平成28年度村上市国民健康保険特別会計の決算について説明させていただく。特別会計の決算は、歳入78億9,020万1,243円、歳出76億3,669万6,878円となり、歳入歳出差引額は2億5,350万4,365円となった。前年度と比較すると、歳入は2億7,953万9,151円、マイナス3.4%の減少となっており、歳出は4億1,129万3,135円、マイナス5.1%の減少となっていた。

歳入のほうだが、253Pの第1款国民健康保険税、収入済額12億4,724万6,037円は、昨年度より3.1%ほど減少しているが、全体の収納率は81.86%と向上している。

257Pの第6款前期高齢者交付金18億339万977円は、歳入に占める割合の最も高い交付金だが、前々年度の精算を含むため、平成26年度の確定による約2億2,000万円の減額精算が生じ、前年度に比べ1億5,251万7,363円ほど交付額が減少している。

続いて、259Pだが、11款2項1目国民健康保険給付等準備基金繰入金1億円は、当初予算で1億8,123万6,000円を計上していたが、歳入歳出の見込みにより8,123万6,000円を減額いたした。平成28年度末基金残高は1億231万81円である。

続いて、歳出についてであるが、265P、第2款保険給付費、支出済額47億8,833万3,755円。これは、昨年度より3.7%減少となっている。国全体の傾向であるが、被保険者数の減少や薬価改定によるものと思っている。

271P、第8款保健事業費5,948万8,375円のうち、保健指導事業委託料190万5,120円と医療費分析・重症化予防事業委託料410万4,000円は、10分の10の補助事業である。

続いて、273Pの11款諸支出金、2項1目一般会計繰出金285万1,200円は、国保制度関係の準備事業費に伴うシステム改修を一般会計予算で実施したため繰り出すものだ。以上、簡単であるが、説明を終わる。

(質疑)

竹内喜代嗣 まず、この国保の税額が合併した当初から比べて約10年たっているのだけれども、どれくらい値上がりしているか教えてもらえるか、1人当たりとかいうことで。

尾形委員長 税務課長、わかるか。

税務 課長 合併当初からは、ちょっと今資料を持ち合わせていない。

竹内喜代嗣 では、後で。

税務 課長 はい。

竹内喜代嗣 それで、国保税の徴収の件でお伺いしたいのだが、税務課長にお伺いしたいのだが、生活を著しく窮迫するおそれのあるときは、滞納処分の停止必要なのではないかと。

税務 課長 これ、滞納処分の執行停止の一つの要件として、今委員言われるように滞納処分を

することによってその生活を窮迫する場合は、滞納処分執行停止をすることができるといふことになっていて、生活保護の基準に合わせてその対象については決めさせていただいている。

竹内喜代嗣 徴収の実態について、この問題で相談に行ったときに徴収の猶予、換価の猶予、国税徴収法に基づいて自治体も行っているということにはなっているのだが、そんな前例はないと担当者から言い放たれたのだけれども、どういうことなのか。

税務 課長 徴収の猶予と換価の猶予の関係であるけれども、これについては1年以内の期間を限りというふうな要件があって、やはりその滞納額が余計な方については、なかなか1年間というのは容易でないという方が多くなっているのが現状である。実際分納されている方については、やはり人数にすると500人ぐらいはいらっしゃるというのが現状である。

竹内喜代嗣 私、ご本人と一緒に相談に伺ったのだけれども、非常に金額が少ない金額だったのだ。

長谷川 孝 一般質問とかでやればいい。

尾形委員長 決算のあれ・・・

長谷川 孝 決算だ。一般質問でやればいいではない。

尾形委員長 そうそう。

竹内喜代嗣 一般質問で。

尾形委員長 今回の決算認定に・・・

竹内喜代嗣 納得できない部分があるということであるが、正当に行われているというふうに認識しているのか。

税務 課長 正当に法に基づいてやっているというふうに考えている。

尾形委員長 竹内委員にちょっと申し上げたいのだけれども、冒頭に言われた過去10年に上る資料に関しては、決算認定の資料請求ということで事前に皆さんにもお話しされているので、この場で10年前の資料と比べてなんていう話はちょっと理事者にも酷だと思うので、そういうものがあつたら事前に請求してくれ。

長谷川 孝 268Pのその出産育児一時金についてお聞きしたいのだけれども、今全国的に見たら100万人を割っているような出生数になっているのだが、村上市のここ数年というのの推移はどのような形になっているか。これ、それで何人分にあれするのかというのと教えてくれ。

保健医療課長 出産育児金の繰入金については、やはり年々減少している。平成28年度については29件である。

長谷川 孝 それで、保健医療課長だけの問題でなくて、副市長もいるので、お聞きしたいのだけれども、ここの所管だけの問題ではないのだけれども、子供の出生数をふやすというのの対策というものが子育て支援とかと一連して非常に大事な時代になるのではないかというふうに思うのだが、その辺の考え方というのは庁議とかで話されているか。

副 市 長 お答えする。庁議では、具体的なその出生についての議論は今までなかったというふうに記憶している。ただ、委員おっしゃるように、出生数がどんどん少なくなってきたという現状はある。子育て支援ということでいろんな政策は打っているのだけれども、やはりまだまだ十分ではないところもあるのかなというふうに思う。それともう一つ、市内の医療機関で産婦人科医が非常に少なくなってきたという現状もあるようであって、それは出生者数との関連は明白なものはない

いにしても、そういったことも少しはやっぱり原因しているのかなというような気もいたすので、総合的に若い方がどんどん産んでいただけるような環境づくりに今後努めていきたいというふうに思う。よろしく願います。

竹内喜代嗣 決算の中に出てくる事項ということで、現在の資格証の発行者数、それから短期保険証の発行者数を教えていただけるか。

尾形委員長 答弁できる方、挙手にて願います。

税務 課長 平成28年度であるが、短期被保険者証が169世帯、資格者証交付世帯数が97世帯となっている。

竹内喜代嗣 資格証の方が97世帯ということは、払えないから結果的にこういう資格証になっているので、病気になったとき全額負担しなければならないということではないか。皆さん方が全員そういう払えないというよりも、払えるのだけれども、払わない方も実際いらっしゃるし、それから資格者証の方は最初10割払わなければならないのだけれども、お医者さんにかからなければならない方で、なおかつ10割払えない方については、短期被保険者証を交付するようというところで県のほうからも文書が来ているので。

竹内喜代嗣 そうすると、資格者証の方がお金がなくて、でも医者にかからなくてはならないというときは、税務課に相談すれば短期保険証に切りかわるということ解釈しているのか。

税務 課長 その方が実際こちらのほうでも所得とか把握させていただいて、一括して払えないというような現状があるということであれば、これは短期被保険者証の交付を検討しなければならないと考えている。

竹内喜代嗣 もう一つだけ。大概急に重い病気というようなことになる場合があるのだが、緊急の場合は、税務課というか市としてはどんな対応をしてくれるのか。

税務 課長 その場合は、まず前もってというか、お医者さんにかからなければならないというふうなその時点で連絡いただくような格好になるかと思う。そして、こちらのほうで手続をさせていただくというふうな格好になる。

竹内喜代嗣 結構だ。

小林 重平 この国民健康保険税だけれども、これはたしか所得割、均等割、平均割になっていると思うのだけれども、精算されると思うのだけれども、それ間違いないか。

税務 課長 委員おっしゃるとおりである。

小林 重平 それで、この不納欠損あるよね。

尾形委員長 どの、何Pになる。

小林 重平 254Pの不納欠損額。あるよね。いいか、254P。

尾形委員長 国民健康保険税ね。

小林 重平 不納欠損。254。この不納欠損、収入済額もあるけれども、不納欠損というのは一般質問にもあったけれども、払いたくても払えない。病気になっても医者に連れて行けないという方々がこういう不納欠損になさっている方が多いということか。

税務 課長 不納欠損については、1つは滞納処分の執行停止というか、本当に生活保護並みぐらいの所得しかないような方もいらっしゃるし、それから分納して払っていたのだけれども、追いつかないで5年間の時効によって不納欠損になる方もある。

小林 重平 それで、私さっきも今竹内委員からも出ていたけれども、大変で保険も加入できない。生活困窮者というのか、社会弱者というのか、これは今度福祉でも関連してくると思うのだけれども、そういう方に対しては・・・ちょっと待った、その前にこ

の保険税を通知する場合に当たって、高いとか言われているけれども、高く払えないと言われているけれども、そんな払えないほどのあれをお願いしているのか。そういうことないだろう。ちゃんと基づいて通知書出しているわけだろう。その辺どうなのか。

税務 課長 これは、条例に基づいて国民健康保険税の納税通知書のほうを送らせていただいているけれども、現年課税分の徴収率が95.02%となっていて、大変な方もいらっしゃるかと思うけれども、頑張っただけで納めていただいているという方が多いと考えている。

小林 重平 そのことで、高いということでご相談に来る市民の方は何人ぐらいおられるのか。
税務 課長 人数は、ちょっと把握はしていないけれども、1日に二、三人、年間500人ぐらいは納税相談の関係では、国保だけに限らず・・・

小林 重平 国保に限ればもっと少なくなる。
税務 課長 国保に限れば、国保だけというのはちょっと把握していない。ほかの納税相談の方も・・・

小林 重平 入れてということなので。それで、そういう方がいるということは大変お気の毒だとは私も思っているが、先ほど言ったようにその保険証を発行してもらえない。いろんなものをつくるということであるけれども、生活困窮者というのか、社会的弱者というのだろうかけれども、その辺については、今度福祉課のほうでそういう方にはまたそれなりの対応とっていただいているのだろう。どうか、福祉課長。

福祉 課長 そういう方が相談に来られた場合、一応いろいろ調整会議とかがあって、そちらのほうで例えば税務等の担当とか、そういったいろんな担当の方と自立支援に向けてというのか、そういった調整会議の中でいろいろ相談させていっている。

小林 重平 それと、またもとに戻るけれども、算出方法は市町村一緒だろう、税務課長。
税務 課長 算出方法は、県内でも市町村によって違っている。

小林 重平 それで、村上市が高いというのであれば、どこか安いところあるのか、村上市。
税務 課長 村上市の国民健康保険税は、県内で言うと真ん中あたりぐらいになっている。

小林 重平 そして、そうすれば私どうも腑に落ちないのは、苦しい方の話ばかり出てくるわけだ。大変だ、大変だという。では、直接決算には関係ないと思うけれども、支払っている方はそんなに楽なのか。ゆとりあって納入しているのか。そうではないのだ。みんなそれぞれ大変なのだ。これは、質問ではないのだけれども、聞いてくれ。みんなその思いで、だけれども、この制度は国民皆保険だ。この制度をしっかりと守っていかなければ、この制度が崩れると大変なことになるということで、この国保を支払っている方は必死の思いで、苦しくてもこの制度を守っていかなければならないということで納付しているのだ。私が言いたいのは、だから高いとか安いとかではなくて、ただのものはないということだ、世の中に。義務は果たしていただきたいと私は思っている。だけれども、それ以上、だから今言ったように最低限の義務、この制度を守るためには協力して支え合っていかなければならないということである。それ以下の者、困窮者に対しては今言ったように福祉のほうで、それから生活保護とかいろんな制度あるわけだろう。そういったことなので、私はいつもそう思っているのだ。どうかそういったことを踏まえて、そういうことを考えてこの決算を出したと思っているのだけれども、どうか、保健医療課長。

保健医療課長 そのとおりだと思う。

(「質問というか何だか」と呼ぶ者あり)

尾形委員長 討論だ。討論でやってもらいたいけれども。
(何事か呼ぶ者あり)

〔委員外議員〕

木村 貞雄 今ほどもその話あったのだけれども、263 Pの徴税費の滞納処分費、これ不用額4,000円。こういったのは使ったことあるのか。

尾形委員長 もう一回、何Pの何を言っているのか。

木村 貞雄 263 Pの。

尾形委員長 滞納処分費。

木村 貞雄 ことしの予算では、形だけの1,000円に予算化しているのだけれども。

尾形委員長 1款2項の2目。

保健医療課長 ここ数年は使っていない。

木村 貞雄 それと、次のページの265、266のページなのだけれども、この真ん中ほどの一般被保険者療養費、その下の退職被保険者等療養費で、この退職被保険者療養費は増額になってきているのだけれども、その下の高額療養費について聞きたいのだけれども、その下あるだろう、高額療養費。その中の一般被保険者療養費が増額してきているよね、今毎年。その下の退職被保険者の高額費というのは、だんだん減額していつているのだよね。これは、退職被保険者の人数が減ってくるような意味合いなのか。ただ、その中で最初に私言った退職被保険者等の療養費が上がっているというの、この辺のあれはどんなふうになっているのか。

保健医療課長 退職被保険者の療養費については、平成20年度から退職医療制度が原則廃止となって、経過措置が平成26年度まで続いていた。平成27年度からはこの経過措置がなくなり、新規の該当者が見込めなくなったことによって、退職者の保険料については減少傾向となっている。また、ことし医療費が若干ふえたのは、遡及適用を含めたものがちょっと今回多かったことによるものと考えている。

木村 貞雄 終わる。

税務 課長 先ほど竹内委員さんのほうから、合併当初の1人当たりの保険税額の関係あったのだけれども、資料見つかったので、答弁させていただくが、1人当たりの保険税額が平成20年度が9万5,783円であった。その後徐々に上がって行って、平成24年度が10万2,882円と一応ピークを迎えて、その後減少傾向になっていて、平成28年度は9万9,426円が1人当たりの保険税額となっている。

尾形委員長 了承願う。

(討 論)

竹内喜代嗣 それで、今ちょうど税務課長から答弁いただいたので、あれなのだけれども、全国の統計によれば1990年代前半が国保に加入している方の所得のピークだったと。現在は、平均で130万円台まで落ち込んでいるということだ。130万円台で9万円もの保険料ということになれば、計算上よくわかるわけだが、ある程度の割合で生活保護基準以下に該当するような方が出ている現状があると。これは、国の支援をふやす以外に解決方法はないというふうに私は考えている。それからもう一つ、その徴収のやり方で、具体的に生活実態を捉えて親切丁寧な、生活を改善していくようなことも含めて対応していただかないと、私が相談に乗っている方は、ほとんど病気を持っていらっしゃるいやったりあるいは精神的な疾患を家族が持っているような例が、

プライベートな話になるからここでやめるけれども、だからそういう対応をぜひしていただきたい。非常に乱暴なことがあったので、お願いをしたい。国の負担をふやすべきだということと、それから徴税のあり方について親切丁寧、生活を再建するような方向でということを目指して反対討論といたす。

小林 重平

私は、賛成をいたすものである。まず、新潟日報に載っていたけれども、これは全国の昨年度の医療費が、これは医療機関に払うあれが41兆円ということで、前年度より減ったと報告されている。これは、なぜ減ったのかといえば、薬価が下がったということであって、医療費そのものはやはり増嵩、ふえる傾向にあると言われていた。我が村上市でも、多少なりともふえていると伺っている。その中で、この保険税のことをよく理解をしていただいて、先ほども申し上げた。苦しい人には手を差し伸べてやるのは行政の当然のことである。しかし、さっき言ったように支払っている人も、正直言ってさっきも言ったが、苦しいのだ。厳しいのだ。それでも、言ったようにこの制度を守らなければいけない。そのためにお互い助け合っているのだということの精神のもとでこの制度が成り立っているということである。その中で、きちんといろんな施策を上げてそれを予算を執行しているわけだから、私は賛成すべきものと考えている。これからも、しっかりとひとつやっていただきたいと思っている。以上である。

以上で質疑を終結し、起立による採決を行った結果、議第125号は、起立多数にて認定すべきものと決定した。

委員長（尾形修平君）休憩を宣する。

（午前10時59分）

委員長（尾形修平君）再開を宣する。

（午前11時10分）

保健医療課長 それでは、後期高齢者医療特別会計についてであるが、済みません、その前に先ほど休憩前に国保の予算の関係で、退職医療者についてふえた理由を遡及によるものだとお答えいたしましたが、遡及によりふえたのは歳入の交付金のほうであって、医療費のほうについては、制度廃止になったことにより当初予算を少なく見ていたが、内容的に医療費がかかる人がふえたことによって、流用等で増額になったものである。申しわけなかった。

尾形委員長 了承願う。

日程第5

議第126号 平成28年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 信田和子君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

保健医療課長 それでは、平成28年度後期高齢者医療特別会計の決算についてであるが、決算は、歳入6億2,091万8,007円、歳出6億2,046万8,635円となり、歳入歳出差引額は44万9,372円となった。前年度と比較いたすと、歳入は全体で1,332万8,484円、2.2%増加しており、歳出も全体で1,306万7,584円、同じく2.2%増加している。

歳入のほうだが、280Pの第1款後期高齢者医療保険料、収入済額4億696万2,280円は、低所得者軽減措置が拡充された影響があるものの、被保険者の増加や1人当たり調定額の伸びなどにより、昨年度より約902万円ほど増加となっている。

続いて、第3款繰入金2億1,087万8,675円の保険基盤安定繰入金1億9,472万4,284円は、これは低所得者に対する保険料軽減相当額を県と市とで補填する制度で、負担割合は県が4分の3、市が4分の1となっている。

また、歳出のほうであるが、284Pの第2款後期高齢者医療広域連合納付金6億149万2,664円は、保険料の増収等により昨年度に比べ約860万円ほどふえている。

第3款保健事業費302万6,974円のうち、229万6,000円が特別対策補助金の交付を受けている。以上である。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第126号は、起立多数にて認定すべきものと決定した。

日程第6 議第127号 平成28年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第127号 平成28年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。まず、321Pをごらんください。実質収支に関する調書であるが、実質収支額は1億9,839万2,000円であった。それで、289P、290Pのほう戻っていただきたいと思う。収入済額の合計であるが、77億884万5,511円である。次に、291P、292Pであるが、支出済額の合計であるが、75億1,045万3,159円である。歳入歳出差引残額であるが、1億9,839万2,352円を翌年度へ繰り越しいたした。

続いて、歳入の主なものをご説明いたします。293P、4Pをごらんください。1款1項1目第1号被保険者保険料であるが、収入済額が14億348万9,385円となる。不納欠損額が240万2,741円、収入未済額が1,486万1,216円である。徴収率は98.78%である。

2款1項1目であるが、備考の1である。1の配食サービス事業負担金368万9,700円であるが、これ1食300円の負担金で、平成29年度は299回分の分となっている。2の配食サービス事業負担金の滞納繰越分であるが、6,000円については、これ20回分である。

4款の国庫支出金であるが、介護給付費負担金、介護保険調整交付金、地域支援事業交付金といたして、収入済額が18億5,750万5,878円であった。

続いて、295P、296Pをごらんください。5款の支払基金交付金であるが、介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金といたして、収入済額が19億6,923万4,653円であった。

次に、6款であるが、県支出金である。介護給付費県負担金、地域支援事業交付金

として、収入済額が10億9,096万8,116円である。

続いて、297P、8Pをごらんいただきたいと思う。8款繰入金であるが、これは介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、事務費等繰入金であるが、あと低所得者保険料軽減繰入金及び介護保険給付等準備基金繰入金である。収入済額が11億8,808万5,280円である。歳入については以上である。

次に、歳出の主なものをご説明いたす。301P、2Pをごらんいただきたいと思う。

1款1項1目の備考の1であるが、一般管理経費の中の5行目であるが、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画実態調査業務委託料196万6,400円である。これについては、村上市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の基礎資料とするために、在宅で介護サービスを利用している方とそのご家庭に在宅での介護状況をお聞きする調査としている。そういうことで、件数については、調査については4,000人を対象にして回収率が3,179人で、回収率79.5%である。あと、そのほかに在宅で認定を受けていないのだが、一般高齢者及び要支援の1に認定されている方についての基本チェックリストも行っている。日ごろの生活や健康、介護に関する調査などを行っている。これも、3年に1度の調査であって、これについては80万円となっていて、先ほどの調査が116万6,400円のもの合わせて196万6,400円となっている。

続いて、2款保険給付費については、全体で1.22%の増である。

続いて、311P、12Pを見ていただきたいと思う。これについては、3款1項1目、備考の1の介護予防・生活支援サービス事業経費のうち、下から3行目であるが、元気応援訪問サービス事業費負担金1,253万8,467円と元気応援通所サービス事業費負担金2,478万2,640円、高額元気応援サービス費8万426円であるが、これについては有効期間が介護期間開始日が平成28年4月1日以降の要支援認定者が対象となって、介護予防訪問介護から元気応援訪問サービス、介護予防通所介護から元気応援通所サービス、高額介護予防サービスから高額元気応援サービス費に変わったため、介護予防サービス給付費から介護予防・生活支援サービス事業経費に移行したものである。いわゆる総合事業ということである。続いて、315P、16Pをごらんいただきたいと思う。3款2項8目の任意事業費である。備考欄の1の任意事業経費の2行目であるが、配食サービス事業委託料1,122万7,424円であるが、これは65歳以上の単身老人世帯等で、料理が困難な要介護認定老人に対して、配食サービスを行うと同時に安否確認を行っているものである。次に、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成金ということで877万700円であるが、これは平成28年度から実施したグループホームを利用する低所得者の要介護者等の経済的負担を軽減するため、家賃等の助成を行うものである。この辺の条件といたしては、非課税世帯で課税年金収入額等が80万円以下のものについては、1カ月当たり2万円の給付、80万円を超える方については1カ月当たり1万円の給付ということになっている。317、18Pをお願いいたす。一番上の高齢者紙おむつ等購入費助成扶助であるが、1,941万6,394円である。これは、在宅の寝たきり老人等に対して紙おむつ券を支給することによって、在宅福祉の向上を図ることを目的にしている事業である。説明は以上である。

(質 疑)

長谷川 孝

ちょっと教えてもらいたいんだけど、ある事業所だと、その介護職員が非常に

不足していて、新潟あたりの人材会社にも頼んで何とか確保するとなると、普通の時給で払っているのの倍ぐらいかかるらしいのだ。それを含めて、民間事業者あたりで看護師不足などで非常に困っているような事業所とかというのはあるのか、教えてくれ。

介護保険室長 お答えする。慢性的な介護人材の不足ということで、以前の常任委員会でも話をしたけれども、今看護師ということなのだけれども、看護師、介護士とも人材不足している。

長谷川 孝 いや、不足している・・・

介護保険室長 事業所からそのような声というのは、直接は特に上がってはいない。

長谷川 孝 もう一つ、民間事業者で小規模多機能で24時間体制でみとりというのをやっている事業所はあるか、村上市に。

介護保険室長 やっているところはない。

尾形委員長 よろしいか。

竹内喜代嗣 293Pの介護保険料のことについてお伺いしたいのだが、介護保険では、保険料を賦課されて生活保護基準以下になった場合は保険料を免除する境界線措置というのがあるということで、平成26年4月現在685市町村が実施しているとあるが、村上市も実施しているか。

介護保険室係長 今竹内委員がおっしゃった境界線措置なのだけれども、件数的には本当に年にお一人、2人出るぐらいなのだが、実際に適用したことはある。実際にそういった方で現在適用させた方は今お一人いる。

尾形委員長 よろしいか。

長谷川 孝 今さっき言ったみとりというのやっていないと言ったね。みとり、24時間体制でやっているところはないと。実は私視察とかで、荒井浜の地域で支え合ってみとりまで全部やっている小規模多機能施設あるのだが、そういうようなものを村上市でやるには何が必要なのか教えてくれ。例えば今やっている施設がやろうと思えばできるのか。できるけれども、やらないのか。やるには何か必要なものがあるのか、その辺教えてくれ。

介護保険室長 具体的には、実は把握していないのが現状なのだけれども、こちらが把握していないので、実際にやっていないというふうに把握しているけれども、特養のようにもうみとりだということで、こちらと情報共有しながらやっているということは確認できていないので、わからないのだけれども、はっきりしたことは申し上げられないのだけれども、やろうと思えばできるのではないかというふうには思う。

長谷川 孝 後で調べて。

介護保険室長 了解した。

尾形委員長 よろしいか。

竹内喜代嗣 302Pの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画実態調査業務ということで実施しているわけだけれども、全国的に平成29年の3月に実施ということなのだが、次の3年間の計画を立てるためにということなのだと理解しているのだが、まずそれでよろしいか。

介護保険室長 これ、全国的に介護保険事業計画を実施する前の年に策定をすることになっており、第7期の計画というのは、平成30年度から平成32年度までの3カ年計画をつくる。それを今業者に委託をして策定業務を行っている。それで、一般質問でも出たお話だと思うけれども、実態調査については、私どもも国の指示に従って平成29年の

1月から2月にかけて在宅介護実態調査、そして高齢者の生活実態調査というものを行っている。

竹内喜代嗣 つまり今その調査の内容を業者に委託したのだが、それを整理している段階だということなのか。

介護保険室長 実態調査の分析も含めて、介護事業所の整備計画、給付費、全てを含めて今策定中である。

竹内喜代嗣 現在の特養ホームの入所待機者の数、幾らか。

介護保険室長 本年5月1日現在で市独自で調査をした。参考までに、平成28年4月1日現在で国の指示で全国一斉調査をやったときには、1年前は399人待機者がいた。これは実人数である。ことしは国ではやらないので、市が独自に市内の特養に限って待機者を拾い出しの作業いたした。388名である。

竹内喜代嗣 現在施設に入っていて、年金で入れるからということで特養を希望している方もいらっしゃるかと思うのだが、そうではなくて待機していらっしゃる方はどのくらいか。施設に入っていないで在宅で特養希望されている方はつかんでいるか。

介護保険室長 約4割だと思う。

尾形委員長 よろしいか。

小林 重平 介護施設だけでも、約57%の施設が人手不足ということなのだけでも、介護施設の人手不足が今言われているわけであるけれども、市内のその人手不足については心配ないか。

介護保険室長 介護人材は不足している。それで、各事業所さんにもアンケートまではとっていないけれども、窓口でケアマネジャーさんが来たりするたびに情報交換をさせていただいている中では、やはり介護士は欲しいという声は多くの事業所からある。

小林 重平 これ、日報の6月のに載ったやつなのだけでも、県内の特養老人ホームは約80%と言われているわけであるけれども、市内ではパーセントにすれば・・・出していないか、そこまでは、何%ぐらい不足するというのは。

介護保険室長 正確な数字は把握していない。

小林 重平 それと、今これ問題になっているのが、これ介護施設になるのかちょっと判断苦むのだけれども、無届老人ホームというのがあるみたいなのだけれども、市内にはそういうのはないよね。

介護保険室長 ない。

小林 重平 なければいいのだけれども、全国的にはこういうのがあって、これが病院とかケアマネジャー等が相談してそちらのほうに紹介していると。いろいろな事情があるみたいなのだけれども、村上市にないということは、その介護の対応がしっかりしているということにつながるのだらうと思っている。それから、これちょっとことしの決算にはかかわりないのだが、また余計なこと怒られるけれども、来年度から高所得者3割負担になるわけだけれども、その辺はまだ来年のことだから、どうなるのかまでは計算していないか、課長。

介護高齢課長 実際に給付受けている人が何%になると思うのだけれども、今全国のを見ると約3%というふうになっているので、村上市も所得段階調べて認定者を調べなければいけないので、そこまではまだちょっと出ていない。

小林 重平 終わる。

尾形委員長 よろしいか。

〔委員外議員〕

- 木村 貞雄 今ほど介護保険室長から説明されたのだけれども、7期の計画立てているということで、6期の計画で計画立てているのだけれども、業者のほうで手を挙げない傾向があったのだけれども、そういったものは新たな7期の計画ではどんなふうにするのか。
- 介護保険室長 第6期、ことし最終年度だけれども、公募して6期の中で手を挙げていただけなかったのはミニ特養、地域密着型の特別養護老人ホーム29人収容の施設が1つ、それと定期循環型訪問介護・・・
- 木村 貞雄 いや、それ聞いているのでないのだ。だから、地域密着型のそういったやつがもしことし1年かかっても手を挙げなかったら、次の計画にはどういうふうになるのかということ。
- 介護保険室長 各介護施設あるいは老人福祉施設の関係者等とも話をする中で、あるいは市民ニーズがあるのかということも見きわめて、さまざま事情勘案しながら計画づくりをしたいというふうに考えている。ちなみに、山北地区に最初特養をとミニ特養を計画したのだが、公募しても応募がなかったというところで、山北地区ともあるいは村上岩船福祉会ともいろいろ議論を交わしながらやってまいった。ただ、今のところ山北地区においては優和の里、徳州会、受け入れが大きいところがあって、そこに受け入れ可能ということで、できなかったから言うわけではないけれども、改めて7期にそれをそのまま移行するという考えは今のところない。
- 木村 貞雄 終わる。

以上で質疑を終結し、討論なく、起立による採決を行った結果、議第127号は、起立多数にて認定すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（尾形修平君）閉会を宣する。
（午前11時37分）